



## コミュニティ・スクールの活用

◆ 本市では、保護者などにより分かりやすくするため、「学校運営協議会」を「コミュニティ・スクール委員会」、「学校運営協議会委員」を「コミュニティ・スクール委員」と称することになります。



◆ コミュニティ・スクール委員会（以下、「委員会」という。）は学校評議員会と異なり、学校運営に関する意見表明権と承認権を有します。委員会は、法定の合議体であるため、その意見や承認事項は、校長の決断を後押しし、自律的な学校運営を支え、強化する後ろ盾となります。「これまで以上に学校を深く理解してもらい、運営の強化に向けて協力を得るチャンスの到来」です。

◆ 学校が抱える課題の一つに、教師の多忙化があります。児童・生徒と向き合うことや教材研究、校内研修に専念しやすくすることは、喫緊の課題です。そうした中、コミュニティ・スクールの導入が、多忙化に拍車をかけるものであってはならないと考えます。教師が本来業務に取り組みやすくなるよう、委員会で英知を結集したいものです。

◆ 委員会が設置されても、学校運営の権限と責任は校長が有します。校長が主体性を発揮し、委員会を活用していくことが何より重要です。

### 犬ぞり隊のごとし

作家／ルイス・グリザード

人生は犬ぞり隊に似ている。先頭の犬にならない限り、見える景色は変わらない。

出典：「賢人たちに学ぶ 道をひらく言葉」 本田季伸著（かんき出版）

※ 言い得て妙ですが、先頭の一匹だけではそり隊は成立しないのもまた事実です。